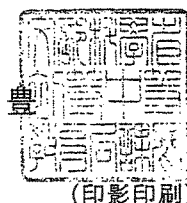




19初初企第40号
平成19年11月1日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課長
常 盤



「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策」
について（通知）

国の対応を受けて、総務省より「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策」について」（平成19年10月30日付け総行公第85号）が、別添写しのとおり通知されました。

学校教育に対する国民の信頼確保と教育職員の服務規律の確保等については、「職員による飲酒運転の根絶について」（平成18年10月18日付け18初初企第27号）及び「平成17年度教育職員に係る懲戒処分等の状況、服務規律の確保及び教育職員のメンタルヘルスの保持等について」（平成18年12月26日付け18初初企第42号）などにおいても要請してきたところですが、各教育委員会におかれては、法令等に違反する行為に対しては、懲戒処分基準等に照らし、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を執るとともに、勤務実績等の的確な把握により分限制度の趣旨にのっとりた厳格な対処を行い公務の適正かつ能率的な運営に努めていただくようお願いいたします。

また、懲戒処分事案があった場合には、その処分の概要について、可能な限り詳しい内容を迅速に公表することなどにより、保護者、地域住民に対する説明責任を果たしていただくようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対し、本通知について周知されるようお願いいたします。



総行公第85号

平成19年10月30日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市区町村担当課)

各政令指定都市総務局長
(人事担当課)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長



「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策」
について（通知）

標記の件について、総務事務次官から各府省事務次官等あて、別添のとおり発出
されましたので、参考として送付いたします。

地方行政及び地方公務員に対する信頼回復と服務規律の確保等については、「地
方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について（平成18年11月7日付け総
行公第75号総務事務次官通知）」、「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復
と服務規律の確保について（平成19年10月2日付け総行公第81号総務事務次
官通知）」及び「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について（平成19年10
月30日付け総行給第101号総務事務次官通知）」においても要請したところで
すが、各地方公共団体においては、法令等に違反する行為に対しては事案に即して
懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を執るとともに、勤務実績等の的確な把握
により分限制度の趣旨にのっとりた厳格な対処を行い公務の適正かつ能率的な運営
に努めていただくようお願いいたします。

また、懲戒処分を行った場合の事案の公表や、地方公務員法第58条の2の規定
に基づく人事行政の運営等の状況の公表における分限及び懲戒の状況の公表等によ
り住民に対して説明責任を果たしていただくようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨を周知していただくようお願いい
たします。

(各府省事務次官等) 殿

総務事務次官

「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と
服務規律の確保等のための推進方策」について

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成19年10月30日閣議決定)において、行政及び公務員に対する国民の信頼回復のため、厳正な服務規律の確保等について政府全体として徹底を図ることとされたことを踏まえ、行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策として、下記の措置を講ずることにより、改めて厳正な服務規律の確保及び公務の適正かつ能率的な運営を図っていただくよう、格段の配慮をお願いいたします。

なお、所管の特定独立行政法人にもこの旨周知徹底願います。

記

1. 法令等に違反する行為に対する厳正な措置の実施

- (1) 各省コンプライアンス(法令順守)担当との連携により、法令等に違反する行為の早期発見に努めること。
- (2) 法令等に違反する行為が生じた場合、速やかに実情を調査し、できる限り早期に処分権者へ情報を報告し、指示を仰ぐこと。
- (3) 「懲戒処分の指針について」(平成12年3月31日人事院事務総長通知)等を踏まえ、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を執ること。

2. 勤務実績等の的確な把握による厳格な分限処分の実施

「職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置について」(平成18年10月13日人事院事務総局人材局長通知)等を踏まえ、勤務実績等の的確な把握により、分限制度の趣旨にのっとりた厳格な対処を行うこと。

3. 透明性の向上

- (1) 懲戒処分を行った場合は、「懲戒処分の公表指針について」(平成15年11月10日人事院事務総長通知)等を踏まえて迅速な公表を行うこと。
- (2) 懲戒・分限の状況については、人事院においてこれを四半期ごとに公表するよう要請したので、必要な協力をされたいこと。